協議の場
共通配布資料(第1回)

みんなで考える地域の農業

～「人・農地プラン」から「地域計画」へ～

地域計画について

現在の農業を取り巻く状況は、農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、さまざまな問題が深刻化しています。これまではアンケート等によって「人・農地プラン」という計画を作ることで「地域の農業の在り方」を考えてきました。

そんな中、令和5年4月に改正農業経営基盤強化促進法が施行され、「人・農地プラン」の内容に「将来、地域の農地をだれが利用し、農地をどうまとめていくか」「農地を含め、地域農業をどのように維持・発展していくか」等を地域で話し合い、農地の集約目標や農地利用の姿を見える化した「目標地図」を加えた「地域計画」の策定をすることで、これまで地域の皆さんが守り続けてきた農地を次の世代に着実に引き継いでいくための第一歩としていくこととなりました。

「地域計画」は地域の皆さんと協力して作り上げていくものになりますので、ぜひ積極的な話し合いをお願いします。

地域計画で変わること

「地域計画」では、地域の課題だけでなく、地域の農業の担い手（目標地図に位置付けられた者）や農地の集約化の目標、遊休農地等を見える化した目標地図を作ることで地域の現状がわかりやすくなり、課題や目標の共有がしやすくなります。

また、農地中間管理機構を通じた農地の貸し借りや、農業に関わる補助金の多くで「地域計画が策定されている地域であること」「目標地図に位置付けられていること」が要件になってきます。

	人・農地プラン	地域計画
計画の内容	地域の将来の在り方	地域の将来の在り方＋目標地図
担い手	中心経営体 （認定農業者、認定新規農業者、集落営農組織、市町村の基本構想に示す目標水準を達成している農業者等）	農業を担う者 （左記に加え、兼業農家等の多様な経営体、委託を受けて農作業を行う者等）
支援措置	農地利用効率化等支援交付金（農業用機械・施設の導入支援）、新規就農者育成総合対策（営農開始資金）、機構集積協力金のうち地域集積協力金、集約化奨励金（農地バンクを利用した際の協力金）、農地耕作条件改善事業等	支援措置の要件に、「地域計画の策定区域であること」や、「対象者が目標地図に位置付けられている（名前が載っている）こと」が加えられます。 ※地域計画がない地域では、支援措置を受けられない可能性があります。
農地の賃貸借	①農地法　②農業経営基盤強化促進法　③農地バンクの3種類	①農地法　②農地バンクの2種類 ※農政課窓口で申し込んでいた複写の様式が農地バンクに統合されます。

※変更点の一部を抜粋しています

地域計画策定の流れ

第1回目の地域計画は、令和6年度末（令和7年3月末）までに策定することとなっています。

地域計画の策定には、まず地域の話し合いが必要です。東金市では、市内を10の区域に分け、それぞれで地域計画の策定を目指していきます。

令和5年11月から令和6年春頃にかけて区域ごとに2～3回ほど話し合いの場（協議の場）を開催します。区域ごとの話し合いの中で、地域の課題、地域の農業を担う者について、基盤整備事業の意向や有害鳥獣の対策等を話し合っていきます。話し合いがまとまらない時は適宜回数を増やします。

話し合いの内容は市が取りまとめてホームページで公表し、その内容を踏まえて地域計画の案を作成します。その後は地域計画案についての説明会を行い、市が公告することで第1回地域計画が策定となります。

【地域計画の区域】

① 東金・城西	② 田間・嶺南	③ 公平
④ 丘山	⑤ 大和	⑥ 正気
⑦ 豊成	⑧ 福岡	⑨ 源
⑩ 松之郷、道庭及び油井のそれぞれ一部（東金市十文字川土地改良区内）		

※区域は「人・農地プラン」と同様の割り振りをしています

【地域計画策定までのおおまかなスケジュール】

地域計画策定までの大まかな流れは次のとおりです。話し合いが終わった時期次第でスケジュールは前後します。

時期	内容
令和5年11月～令和6年6月頃まで	協議の場（話し合いの場）の開催、結果の公表
令和6年1月～8月頃	目標地図の素案の作成、地域計画（案）の作成
令和6年9月～12月頃	地域計画（案）についての意見聴取、説明会
令和7年1月頃	地域計画（案）の公告、利害関係者からの意見の受け付け
令和7年2月～3月	地域計画の策定、公告

地域計画策定後の流れ

第1回の地域計画を策定した後は、毎年目標地図を見直し、5年ごとに地域計画全体の見直しをしていきます。協議の場も地域の意向を踏まえながら開催していきます。

見直しの中で地域の新規就農者の方等を新たに目標地図に位置付ける（農業を担う者として名簿に載せる）ことで新たに支援措置を受けられるようになりますので、見直し作業はとても重要になってきます。

なお、目標地図は「農地1筆1筆に対して、10年後に耕作する者を紐づける」ことが最終目標となっています。当然数回の話し合いで決めることは難しいので、第1回の内容を基に毎年見直しを図ることで完成を目指していきます。

地域計画で話し合う内容

地域計画を策定するために、次の協議事項に沿って話し合いを進め、併せて目標地図を作成します。

地域の課題や目標、また、5年先、10年先の地域の農地を「誰が・どのように守っていくか」を話し合いましょう。この話し合いによって、農地が使われなくなることがないように集積・集約化等の方針を考え、農地の利用の効率化を図り生産性を高め、農地が適切に使われるようにする「農用地の効率的かつ総合的な利用」を考えていきます。

【協議事項】

1. 当該地域における農業の将来の在り方

人・農地プランを基に、地域の課題や将来の在り方を考えていきます。

2. 農業上の利用が行われる農用地等の区域

地域計画の区域のうち、農業上の利用が行われる区域と保全等を進める区域を考えます。

3. その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

上記の2つの項目を基に、10年後の将来の目指すべき姿に向け、必要な事項を話し合います

（1）農用地の集積、集約化の方針

地域に担い手がいるか、いるならばどのように集積・集約化を進めるか話し合います。また、耕作地の交換や貸付によって団地面積の拡大を図る等の方針を話し合います。

（2）農地中間管理機構の活用方針

農用地の集積・集約化に向け、農地中間管理機構をどう活用していくかを話し合います。例えば、地域で話し合いを進めて集約を進めると、地域集積協力金の交付を受けることができます。交付金を使って共同の農業用施設を作ったり、大型の機械を導入する費用にしたりといった使い方があります。

（3）基盤整備事業への取組方針

区域内での基盤整備の意向や時期を話し合います。

（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針

新規就農者や経営の規模の大小や、家族か法人かの別にかかわらず、地域農業を支える多様な経営体の確保・育成や、関係機関との連携などについて話し合います。

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農業支援サービス事業者への地域の状況に応じた農作業の委託方法などを話し合います。

【任意事項】

協議事項に加え、地域の実情にあった内容を話し合います。

① 鳥獣被害防止対策（地域における放牧、鳥獣緩衝帯、侵入防止策等）
② 有機・減農薬・減肥料（取組面積の拡大や、生産団地の形成等）
③ スマート農業（AI や IoT、無人ロボット、ドローンなどの先端技術の活用等）
④ 輸出（輸出に向けた作物選定や体制づくり等）
⑤ 果樹等（果樹等の改植や整備、団地形成等）
⑥ 燃料・資源作物等（搾油作物などの資源作物の導入や団地形成等）
⑦ 保全・管理等（多面的機能支払制度の活用、農業上の利用が困難な農地における保全管理等）
⑧ 農業用施設（農業施設を設置する範囲、税日する時期や用途等）

協議の場で話し合った内容は次の様式にまとめて市のホームページで公表します。この結果や意向調査アンケートの結果を基に、地域計画の案を作成します。

協議の場の取りまとめ（記載例）

市町村名 （市町村コード）	○○市 （123456）
地域名 （地域内農業集落名）	○○地区 （A集落、B集落、C集落・・・・・）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和○○年○○月○○日 （第○○回）

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢○歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。
【地域の基礎的データ】農業者：○○人（うち50歳代以下○人）、団体経営体（法人・集落営農組織等）○経営体、従業員等○人
主な作物：水稲、大豆、トマト

（2）　地域における農業の将来の在り方

地域の特産物である○○について有機農業の取組を段階的に進めるため農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。また、地域コミュニティーの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	○○ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	○○ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	○○ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
（2）農地中間管理機構の活用方針
・地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
（3）基盤整備事業への取組方針
・担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を○年度までに実施する。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内で農作業の効率化を図るため○○作業は○○事業体へ委託するとともに、それ以外の○○・○○・○○の作業並びに担い手が引き受けるまでの作業は、○○事業体に委託し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください。）

☑	①鳥獣被害防止対策	☑	②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等	☑	⑧農業用施設		⑨その他		

【選択した上記の取組方針】
①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
②地域特産物の○○を対象に有機農業への切り替えを段階的に進めるため、○○地区において管理協定の締結を進める。
⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。

※農林水産省　地域計画策定マニュアルより抜粋

目標地図について

目標地図は、10年後の農地利用の姿を示した地図で、将来の農業の在り方や、地域の農地の効率的かつ総合的な利用を図るために誰がどの農地を利用していくかを1筆ごとに定めた地図です。これにより農地の集積・集約化の目標や区域内で農業上の利用が行われる区域と保全等を進める区域を見える化し、地域の農業の現状を把握しやすくなります。

なお、最終的には農地1筆1筆に対して10年後の耕作者の名前を明記していくものですが、第1回策定の段階では大まかな目標を印して、毎年の見直しの中で徐々に完成度を高めていきましょう。

※注意点
目標地図は、農地ごとの将来の受け手をイメージとして作成するもので、これによって現在の耕作者に離農を促したり、将来の権利を設定するものではありません。

【農業者の目標地図への位置づけ】

今後も耕作を考えている方を「地域内の農業を担う者」として目標地図へ位置づけ（名前の搭載）をします。名前を載せないこともできますが、今後は農地中間管理機構を通して農地の賃貸借をする場合や、支援措置を受ける際に目標地図へ位置づけられていることが要件となってきます。

【進め方】
①意向調査アンケート

受付で配られた今後の営農についてのアンケートを記入し、5年後、10年後の展望を考えてみてください。また、ご家族で今日参加していない方がいれば、帰りにアンケートを貰って帰り、次回以降や市役所農業委員会窓口へ提出してください。

②グループワーク

協議の場の話し合いの中で、区域内で「著しく耕作条件が悪くて担い手がいないエリア」や「鳥獣被害等で耕作が難しいエリア」等の農地利用ではなく保全等を進めるエリアを考えてください。
また、地域で農業支援サービス（ドローンによる農薬散布や農作業の受託等）を提供する事業者がいるかを出し合ってください。

③意向の反映

区域図を用いて、5年後、10年に農地を貸し付ける予定の方は自身の農地を貸し付け予定地とし、耕作を考えている方は、自身の農地を塗り、借り受けを希望する場合はそのエリアを考えてください。

【策定後の見直し】

目標地図は毎年見直しを行いますので、一度決めた後でも柔軟に変更することができます。東金市では年に1回の全区域見直しと、新規就農者等の申し出があった場合の随時更新を予定しています。

参考資料

【認定農業者・認定新規農業者の数（令和5年4月時点）】

単位：人

地域	40 歳未満	40～50 歳未満	50～60 歳未満	60～70 歳未満	70 歳以上	法人
東金・城西 田間・嶺南		3(2)	1	7	4	3
公平	5(2)	8(2)	3	6	9	1
丘山		1(1)	1	1		1
大和	2	5	3	6	5	
正気	2	2	4	2	7	1
豊成	4(2)	6	6	2	15	1(1)
福岡	3	5	3	1	9	
源		2(2)	1		1	2
市外			2	1	1	4

※（ ）内は認定新規農業者の数

【農地の集積率（令和5年10月時点）】

地域	田	畑	合計
東金・城西	40.47%	0.86%	32.60%
田間・嶺南	25.55%	2.18%	20.35%
公平	28.13%	2.36%	19.54%
丘山	13.27%	2.34%	6.51%
大和	29.85%	2.91%	26.37%
正気	31.62%	2.42%	21.72%
豊成	25.08%	1.70%	17.56%
福岡	27.29%	2.24%	18.43%
源	16.29%	3.01%	8.33%

※この集積率は農振農用地ではない農地の面積も含んだ率です。

農業経営基盤強化促進事業の実績報告による市全域の集積率とは算定方法が異なります。

問い合わせ先

・地域計画全般について　　農政課農政係 0475(50)1138

・農業者の意向調査について　　農業委員会事務局 0475(50)1177

※協議の場の日程や結果の公表は農政課のホームページに更新していきます。